

2012年2月

発行登録追補目論見書



韓国輸出入銀行

2015年3月13日満期インドネシア・ルピア建債券

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

韓国輸出入銀行 2015 年 3 月 13 日満期インドネシア・ルピア建債券（以下「本債券」といいます。）の元利金はインドネシア・ルピアで支払われますので、日本円とインドネシア・ルピア間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本債券への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件に関して自分自身で検討し、それらにのみ依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与えうるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本債券を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。期中に受け取る利息あるいは償還時の元本はインドネシア・ルピアをもって表示されるが、支払は当該インドネシア・ルピア額を該当する為替参照レートにより換算した円貨額でなされるため、日本円とインドネシア・ルピア間の外国為替相場の状況によって、為替差損が生じるおそれがある。また、途中売却に伴う売却代金（経過利息を含む。）の受取りは売却時に適用される円/インドネシア・ルピア為替レートにより換算した円貨額でなされるため、日本円とインドネシア・ルピア間の外国為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。本債券の発行者等の信用状況の悪化等により、償還金額や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部または全部を失うおそれがある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本債券を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23-外債 4 -17

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 2 月 8 日

【発行者の名称】 韓国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of Korea)

【代表者の役職氏名】 金 龍煥 (Yong Hwan Kim)
銀行長

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【今回の売出金額】 70,000,000,000インドネシア・ルピア
(円換算額約602百万円) (注)

(注) 円換算額は、2012年 1 月30日現在、株式会社三菱東京UFJ 銀行が公表した円貨に対する対顧客電信売買相場の仲値である100 インドネシア・ルピア=0.86円の為替レートで計算されている。
なお、上記の換算率は発行登録追補書類の提出に際して円換算額を表示するために便宜上用いられたもので、本債券にかかる実際の取引に適用されるレートとは一致するものではないことに留意されたい。

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年 1 月17日
効力発生日	平成23年 1 月25日
有効期限	平成25年 1 月24日
発行登録番号	23-外債 4
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
23-外債 4-1	平成23年 1 月28日	40,000,000,000円	該当なし	
23-外債 4-2	平成23年 7 月22日	2,852,400,000円		
23-外債 4-3	平成23年 9 月 6 日	4,194,000,000円		
23-外債 4-4	平成23年 9 月21日	1,258,200,000円		
23-外債 4-5	平成23年 9 月30日	8,922,000,000円		
23-外債 4-6	平成23年 9 月30日	5,816,006,481円		
23-外債 4-7	平成23年10月31日	8,438,000,000円		
23-外債 4-8	平成23年10月31日	4,265,000,000円		
23-外債 4-9	平成23年11月 8 日	5,681,334,000円		
23-外債 4-10	平成23年11月 8 日	12,670,064,000円		
23-外債 4-11	平成23年11月30日	1,660,750,244円		
23-外債 4-12	平成23年11月30日	2,734,550,000円		
23-外債 4-13	平成23年11月30日	15,559,000,000円		
23-外債 4-14	平成24年 1 月 5 日	3,465,378,701円		
23-外債 4-15	平成24年 1 月20日	15,519,812,000円		
23-外債 4-16	平成24年 1 月31日	470,000,000メキシコペソ (2,791,800,000円(注1))		
実績合計額		135,828,295,426円	減額総額	0円

(注1) 円換算額は、便宜上2012年 1 月30日現在、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した円貨に対する対顧客電信売買相場の仲値である 1 メキシコペソ=5.94円の為替レートで計算されている。

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 64,171,704,574円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

(注) 本書において「インドネシア・ルピア」および「IDR」とは、インドネシア共和国の法定通貨であるインドネシア・ルピアを、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを、また、「円貨」および「円」とは日本の法定通貨を意味する。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集債券に関する基本事項】	1
第2【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	6
4【元利金支払場所】	9
5【担保又は保証に関する事項】	9
6【債券の管理会社の職務】	10
7【債権者集会に関する事項】	10
8【課税上の取扱い】	11
9【準拠法及び管轄裁判所】	12
10【公告の方法】	13
11【その他】	13
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	14
第4【法律意見】	14
第5【その他の記載事項】	14
第二部【参照情報】	15
第1【参照書類】	15
第2【参照書類を縦覧に供している場所】	15
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	16
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	17
発行者の概況の要約	33

第一部 【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

売出人

会社名	住所
株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。)	東京都港区六本木一丁目6番1号

売出債券の名称	韓国輸出入銀行2015年3月13日満期インドネシア・ルピア建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	70,000,000,000 インドネシア・ルピア (注2)(注3)
各債券の金額	額面 10,000,000 インドネシア・ルピア (注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	70,000,000,000 インドネシア・ルピア (注2)(注3)	利率	年6.10%(注4)
利払日	毎年3月13日および 9月13日	償還期限	2015年3月13日 (以下「満期日」という。)
売出期間	2012年2月9日から 2012年3月8日まで	受渡期日	2012年3月13日(注5)
申込取扱場所	売出人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本債券は、韓国輸出入銀行(以下「発行者」という。)の2011年4月14日付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「EMTNプログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サプルメント(以下「関連プライシング・サプルメント」という。)に基づき、ユーロ市場で引き受けられ、2012年3月12日(ロンドン時間)(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は70,000,000,000インドネシア・ルピアである。

(注3) 本債券はインドネシア・ルピア建であるが、本債券にかかる支払はすべて日本円で行われる。支払の仕組みの詳細については、「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」を参照のこと。

(注4) 本債券の円貨による金額は、該当する為替参照レート（「2 利息支払の方法」に定義する。）によりインドネシア・ルピアから換算され、円貨により行われる。詳細については、「2 利息支払の方法」を参照のこと。

(注5) インドネシア・ルピアによる申込金額の支払は、申込時のインドネシア・ルピア/円の為替相場を参照して売出人が決定する金額の円相当額をもって申込人により行われる。

(摘要)

1. 本債券に関し、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）から付与されたA+の発行体格付は、2011年11月7日現在で確認されている。発行登録追補書類の提出日（すなわち2012年2月8日）現在、かかる格付は変更されていない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、下げたりすることがある。

本債券の売出期間中に発行者に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2. 本債券の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。各申込人が売出人との間で行う本債券の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
3. 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく登録がされておらず、今後も登録される予定もなく、証券法の登録義務を免除される一定の取引を除き、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対しまたはその勘定でもしくはその利益のために、募集または売り付けられることはない。本段落において使用される用語は、別段の記載がない限り、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は無記名式であり、アメリカ合衆国の税法上の要件に服し、アメリカ合衆国の税規則上認められている一定の取引を除き、アメリカ合衆国内もしくはその属領においてまたはアメリカ合衆国

人に対して募集され、売り付けられまたは引き渡されることはない。本段落において使用される用語は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法およびこれに基づく規則に規定される意味を有する。

売出しの委託契約の内容

該当なし。

債券の管理会社

本債券については、債券の管理会社は設置されていない。ただし、以下の財務代理人が任命されている。

財務代理人

本債券にかかる財務代理人（以下「財務代理人」という。）は、以下のとおりである。

会社名	住 所
ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB、 グレート・ウィンチェスター・ストリート1、 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB, United Kingdom)

振替機関

該当なし。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

担保設定制限条項が定められている。内容については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当事項なし。なお、債務不履行事由による期限の利益喪失については、下記「3 償還の方法 (3) 債務不履行事由による償還」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、その額面金額に対して2012年3月13日（以下「利息起算日」という。）から年6.10パーセントの利率で付され、2012年9月13日を初回とし、それ以降満期日である2015年3月13日を最

終回とする、毎年3月13日および9月13日（それぞれを以下「利払期日」という。）に利息起算日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について、額面金額10,000,000インドネシア・ルピアの各本債券につき後払いされる。各利払期日には、各利息期間につき、額面金額10,000,000インドネシア・ルピアの各本債券につき305,000インドネシア・ルピアが後払いされる。ただし、それぞれの利息額の支払は、以下の算式を適用して日本円によってなされる。

$305,000 \text{インドネシア・ルピア} \times \text{為替参照レート}$

ただし、上記算式から得られる金額について1円未満の端数が生じる場合は、かかる端数は四捨五入により調整される。

本「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」においては、それぞれ以下に定める定義を有する用語が用いられる。

「為替参照レート」とは、為替参照レート決定日（以下に定義する。）に関して、計算代理人（以下に定義する。）が以下の算式に従って算出する1インドネシア・ルピア当たりの日本円の金額として表示されるインドネシア・ルピア/円為替レートをいう（ただし、小数第7位を四捨五入し、小数第6位までを求める。）。

$\text{米ドル/日本円参照レート} \div \text{米ドル/インドネシア・ルピア参照レート}$ （それぞれ、以下に定義する。）

「為替参照レート決定日」とは、関連する利払期日もしくは満期日の5営業日（以下に定義する。）前の日（以下「予定為替参照レート決定日」という。）またはかかる日が予定外休日（以下に定義する。）である場合にはその直後の営業日をいい、後者の場合には関連する利払期日もしくは満期日はかかる繰延べられた為替参照レート決定日から5営業日目に繰延べるものとする。ただし、予定為替参照レート決定日から10日間連続して為替参照レート決定日が生じない場合には、当該10日目の日の直後の、予定外休日でなければ営業日となっていた日が為替参照レート決定日とみなされる。

「米ドル/日本円参照レート」とは、計算代理人が決定する、適用ある為替参照レート決定日の正午（東京時間）にロイター・スクリーンの「JPNU」ページ（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に公表される1米ドル当たりの日本円の数値として表示される米ドル/日本円の仲値をいう。

かかるレートの建値がロイター・スクリーンの「JPNU」ページ（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に表示されない場合には、米ドル/日本円参照レートは、参照ディーラーに対して関連する為替参照レート決定日の翌IDR営業日（以下に定義する。）の正午（東京時間）頃の米ドル/日本円為替レートの建値を要請することにより、計算代理人により決定される。

要請により5つまたは4つの建値が提示された場合、米ドル/日本円参照レートは、参照ディーラーから提示されたかかる建値のうち最高値と最低値を除いた残りの3つまたは2つの建値の算術的平均値とする（ただし、2つ以上の建値が最高値である場合には、かかる建値のうち1つのみが除外され、2つ以上の建値が最低値である場合には、かかる建値のうち1つのみが除外される。）。

要請により3つまたは2つの建値が提示された場合、米ドル/日本円参照レートは、最高値および最低値を除外することなく、上記のとおり決定される。

いずれの参照ディーラーも建値を提示しないか、1社の参照ディーラーのみが建値を提示した場合には、米ドル/日本円参照レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実にかつ商業的に合理的な方法で決定する。

「米ドル/インドネシア・ルピア参照レート」とは、計算代理人が決定する、適用ある為替参照レート決定日の午前11時30分（シンガポール時間）頃にロイター・スクリーンの「ABSIRFIX01」ページ（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に公表される1米ドル当たりのインドネシア・ルピアの数値として表示される米ドル/インドネシア・ルピアの直物レートをいう。

かかるレートの建値がロイター・スクリーンの「ABSIRFIX01」ページ（またはかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に表示されない場合には、米ドル/インドネシア・ルピア参照レートは、参照ディーラーに対して関連する為替参照レート決定日の翌IDR営業日の午前11時（シンガポール時間）頃の米ドル/インドネシア・ルピア為替レートの建値を要請することにより、計算代理人により決定される。

要請により5つまたは4つの建値が提示された場合、米ドル/インドネシア・ルピア参照レートは、参照ディーラーから提示されたかかる建値のうち最高値と最低値を除いた残りの3つまたは2つの建値の算術的平均値（1インドネシア・ルピア未満を四捨五入）とする（ただし、2つ以上の建値が最高値である場合には、かかる建値のうち1つのみが除外され、2つ以上の建値が最低値である場合には、かかる建値のうち1つのみが除外される。）。

要請により3つまたは2つの建値が提示された場合、米ドル/インドネシア・ルピア参照レートは、最高値および最低値を除外することなく、上記のとおり決定される。

いずれの参照ディーラーも建値を提示しないか、1社の参照ディーラーのみが建値を提示した場合には、米ドル/インドネシア・ルピア参照レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実にかつ商業的に合理的な方法で決定する。

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイまたはその承継者をいう。

「予定外休日」とは、営業日でない日であって、予定為替参照レート決定日の5営業日前の日のインドネシア・ルピアの主要な金融センターの現地時間午前9時以降まで市場が（公表または他の公に利用できる情報を参照することによって）その日が営業日でないという事実を知らなかった日をいう。

「IDR営業日」とは、東京、ニューヨーク、シンガポールおよびジャカルタにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済業務を行っている日をいう。

「参照ディーラー」とは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実にかつ商業的に合理的な方法で選定する、米ドル/インドネシア・ルピアまたは米ドル/日本円の外国為替市場において活発に取引を行う5社の銀行をいう。

利払期日が営業日でない場合、「3 償還の方法－(4) 支払」最終段落の規定が適用される。

本債券の利息は、その償還の日以降はこれを付さない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、元金の支払が不当に差控えられ、または拒否された場合はこの限りでなく、かかる場合、関連日（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。）まで、（判決の前後を問わず）引続き本「2 利息支払の方法」に定める方法で上記「1 売出要項」に記載する利率で利息が付される。利息金額が指定されていない期間につき利息の計算が必要な場合には、当該期間の日数（1カ月30日とする12カ月からなる1年360日を基準として計算される。ただし、(i) 当該期間の最終日が月の31日目に当たるが、初日が30日または31日以外の日である場合、かかる最終日を含む月を1カ月30日の月に短縮されるものとみなされない。また(ii) 当該期間の最終日が2月の最終日に当たる場合、2月を1カ月30日の月に延長されるものとみなされない。）を360で除して計算される。

本書において「営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、ジャカルタおよびソウルにおいて商業銀行および外国為替市場が一般に支払決済業務を行っている日をいう。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

期限前償還される場合または買入消却される場合を除き、各本債券は2015年3月13日に償還される。ただし、2015年3月13日が営業日でない場合、「(4) 支払」最終段落の規定が適用される。償還金額は、額面金額10,000,000インドネシア・ルピアにつき10,000,000インドネシア・ルピアとし、満期日の直前の為替参照レート決定日に以下の算式により決定される日本円で支払われる。

$$10,000,000 \text{インドネシア・ルピア} \times \text{為替参照レート}$$

ただし、上記算式から得られる金額について1円未満の端数が生じる場合は、かかる端数は四捨五入により調整される。

(2) 税制上の理由による償還

(i)大韓民国(以下「韓国」という。)、その下部行政主体または韓国のもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更(かかる変更または改正は発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が「8 課税上の取扱い」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ(ii)発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、本債券は、発行者の選択により、本債券の保有者(以下「本債権者」という。)に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を行うことにより、各本債券は、額面金額10,000,000インドネシア・ルピアにつき10,000,000インドネシア・ルピア(以下「期限前償還金額」という。)(かかる期限前償還金額は、上記「(1) 満期における償還」に従って(ただし、かかる日本円金額決定の目的上、期限前償還金額の期限の利益が到来する日の5営業日前の日を為替参照レート決定日とし、これにより得られる金額について1円未満の端数が生じる場合は、かかる端数は四捨五入により調整される。)決定される日本円で支払われる。)で、償還される日(当日を含まない。)までの経過利息とともに、その全額(一部は不可)を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、発行者が、もし本債券に係る支払期日が到来していればかかる追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の90日より前に行うことはできない。本段落に従って償還の通知を行う前に、発行者は、財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利があることおよびかかる償還を行う発行者の権利の前提条件が発生したことを示す事実を記載し、発行者の理事2名が署名した証明書ならびに発行者がかかる変更もしくは改正の結果追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになる旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を交付するものとする。

(3) 債務不履行事由による償還

債務不履行事由

以下の事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが生じこれが継続している場合には、いずれの本債権者も、指定事務所における財務代理人に対して、その保有する本債券に関し直ちに支払われるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより当該本債券は、さらなる手続きを要することなく、期限前償還金額(かかる期限前償還金額は、上記「(1) 満期における償還」に従って(ただし、かかる日本円金額決定の目的上、期限前償還金額の期限の利益が到来する日の5営業日前の日を為替参照レート決定日とし、これにより得られる金額について1円未満の端数が生

じる場合は、かかる端数は四捨五入により調整される。) 決定される日本円で支払われる。) で、支払期日までの経過利息とともに期限の利益を喪失し、直ちに支払われる。

- (i) 不払い： 発行者がいずれかの本債券の利息を支払期日に支払わず、かかる不払が15日間継続するとき。
- (ii) その他の義務違反： 発行者が、本債券に定めるその他の義務のいずれかの履行または遵守を怠り、かかる懈怠が治癒不能である場合、または本債権者によりかかる懈怠の通知が発行者に対して行われた後30日以内に治癒されない場合。
- (iii) クロス・デフォルト： 発行者もしくはその主要子会社のいずれかの元本総額10,000,000米ドル（またはその他の通貨によるその相当額）以上のその他のノート、ディベンチャー、債券もしくは借入金債務（以下「特定負債」と総称する。）が債務不履行により期限の利益を喪失したとき、または特定負債に係る担保権実行の措置がとられるとき、または発行者もしくはその主要子会社のいずれかがかかる特定負債債務のいずれかの返済をその支払期日（もしくは支払猶予期間の適用がある場合はその満了時）において怠ったとき、または発行者もしくはその主要子会社のいずれかにより付与された他の者の特定負債に係る保証もしくは補償が履行期に履行請求を受けた時に履行されないとき（ただし、かかる支払を行う義務が適切な手段により誠実に争われている場合はこの限りでない。）。
- (iv) 強制執行手続き： 発行者またはその主要子会社のいずれかの財産、資産または収入の重要な部分に対して強制執行の差押え、その他法的手続きが実施もしくは実行され、またはかかる処分の言渡しがなされる時（ただし、かかる差押えまたは執行が誠実に争われている場合、またはかかる実施、実行または言渡しの後60日以内に停止される場合を除く。）。
- (v) 支払不能： 発行者またはその主要子会社のいずれかが支払不能となり、もしくは弁済期の到来したその債務を支払うことができないとき、または発行者もしくはその主要子会社について、もしくは発行者もしくはその主要子会社の事業、財産、資産もしくは収入の全部もしくは一部について管理人、清算人もしくは管財人の選任を申立て、同意もしくは認容するとき、またはその債務もしくはその一部の整理もしくは繰延のための法律上の手続きをとるとき、またはその債権者との間でもしくはかかる債権者のために一般譲渡もしくは債務再編もしくは和解を行うかもしくは締結するとき、またはその事業の全部もしくは重要な一部を中止もしくは中止するおそれのあるとき。
- (vi) 清算： 発行者またはその主要子会社のいずれかの清算に係る命令がなされるか、または有効な決議がおこなわれるとき。
- (vii) モラトリアム： 発行者もしくはその主要子会社のいずれかの負債について発行者によりモラトリアムが合意、宣言されるとき、または韓国が韓国の対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）の支払についてモラトリアムを宣言するとき、または韓国がかかる対外負債もしくはこれに適用がある条項の違反の結果かかる対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）に係る金額を期限前に返済する義務を負うことになる時、または韓国が国際通貨基金もしくは国際復興開発銀行の有資格の加盟国でなくなるとき、または韓国の外貨準備がいずれかの債権者一般もしくは何らかの種類債権者のために先取特権、チャージ、抵当、負担、もしくはその他の担保権または分離もしくはその他の優先的取決め（担保権を構成するかどうかを問わない。）の対象となるとき。

(viii) 第37条： 韓国が発行者を直接または間接的に所有および支配しなくなるとき、または1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）第37条（以下「第37条」という。）に規定する発行者に対する金融支援を理由の如何を問わず提供しなくなるとき、または第37条が本債権者の権利を害する方法で改正されるかもしくは廃止されるとき。

(ix) 授権および同意： (i) 発行者が適法に本債券に基づき契約を締結し、本債券に基づく権利を行使し、その義務を履行および遵守できるようにし、また(ii)これらの義務が法的に拘束力を有しかつ強制可能であるようにするために、実行、履践または実施することがいずれかの時点において必要な行為、条件または事柄（必要な承認、認可、授権、免除、届出、免許、命令、記録または登録の取得または遂行を含む。）が実行、履践または実施されていないとき。

本「3 (3) 債務不履行事由による償還」において、

「対外負債」とは、韓国の通貨以外の通貨建ての借入金の支払または返済義務を意味する。発行者は、債務不履行事由の不存在について定期的にその証拠を提出する義務はない。

「主要子会社」とは、当該時点における発行者の子会社（代理契約（以下に定義する。）に定義する。）で、以下に該当するものを意味する。

(i) 発行者に帰属するその子会社の資産合計または総収益（または問題の子会社自体が子会社を有している場合は、問題の子会社の連結資産合計もしくは（場合により）連結総収益）が発行者の連結資産合計もしくは連結総収益の20%以上であるもの（これらすべては、当該子会社および当該子会社の子会社で、当該子会社が連結計算書を作成している場合はかかる連結計算書に含められるであろういずれかの他の事業体のその時点で直近の監査済計算書類決算書ならびに発行者のその時点で直近の連結計算書を参照して算定される。）。

(ii) 譲渡直前に主要子会社に該当する子会社からその全部もしくは実質的に全部の資産および事業の譲渡を受けるもの。

(4) 支払

本債券に関する元金および利息の支払は、以下を条件として、いずれかの支払代理人（下記「4 元金支払場所」に定義する。）の米国外に所在する指定事務所における当該本債券または（適用ある場合）利札（以下「利札」という。）の呈示および引渡（利札の場合は、本債券の償還日が利息支払の期日でない場合を除く。）により、東京の銀行宛に振出される日本円で支払われる小切手または保有者の選択により支払受取人が東京の銀行に維持する日本円建の口座への振替により行われる。

すべての支払は、いかなる場合も支払の場所において適用ある財政法その他の法律、規則および指令に従うものとするが、「8 課税上の取扱い」に記載の規定を害しないものとする。当該支払に関して、本債権者または利札の保有者（以下「利札保有者」という。）に対していかなる手数料または経費も課されない。

本債券に関する支払日が営業日でない場合、かかる支払日は翌営業日まで延期される。かかる延期により支払額の調整は行われない。

(5) 本債券の買入

発行者およびそのいずれかの子会社は、公開市場その他において、いかなる価格でも随時本債券（ただし、これに関連する期限未到来の利札が付され、またはこれとともに引渡されるものとする。）を買入れることができる。

発行者もしくはそのいずれかの子会社により、またはこれらに代わって買入れられたすべての本債券は、当該各本債券を期限未到来のすべての利札とともに消却のため財務代理人に引渡すことができ、引渡された本債券（これに付されまたはこれとともに引渡された期限未到来のすべての利札とともに）は、発行者により償還済みのすべての本債券とともに、直ちに消却される。消却のために引渡された本債券は、再発行または転売されることはなく、当該本債券にかかる発行者の義務は消滅する。

4【元金支払場所】

本債券に関する支払金額の支払のための支払代理人（財務代理人を含む。）（以下それぞれを「支払代理人」という。）および支払場所は、次のとおりとする。

会社名	住所
ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB、 グレート・ウィンチェスター・ストリート1、 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB, United Kingdom)
ドイチェ・バンク・トラスト・ カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)	アメリカ合衆国ニューヨーク州10006 ニューヨーク市、130 リバティ・ストリート (130 Liberty St., New York, NY 10006, United States of America)
ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・ エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)	L-1115 ルクセンブルグ ブルヴァール・コンラート・アデナウアー2 (2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg)

確定債券の場合の本債券または利札に関する支払の日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、当該本債券または利札の保有者は翌支払営業日まで支払を受けることができず、かかる支払の繰延について追加の利息またはその他の金員の支払を受けることができない。本書において「支払営業日」とは、当該本債券または利札の呈示地ならびに東京、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、ジャカルタおよびソウルにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済業務を行い、かつ一般業務（外国為替取引および外国為替預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後債務を構成し、今後も常にかかる債務を構成し（ただし、次段落の規定に従う。）、また本債券相互の間において発行の日の前後または支払通貨その他により優先劣後することなく、発行者のその他すべての無担保かつ非劣後の一般債務と少なくとも同順位であり、今後もかかる債務と同順位である（ただし、韓国法に基づく一定の法定の例外に従う。）。

本債券または利札が未償還（改正・再録済みの2009年4月29日付発行・支払代理契約（以下「代理契約」という。）に定義する。）である限り、発行者および主要子会社（上記「3 償還の方法-(3)債務不履行事由による償還」に定義する。）のいずれも、(i)いずれかの相場負債（以下に定義する。）または(ii)いずれかの相場負債債務に関する保証もしくは補償その他同種の債務を担保するために、その財産、資産または収入（現在または将来のものかを問わない。）の全部または一部の上に抵当権、負担、質権その他の担保権を設定し、または存続させない。ただし、いずれのかかる場合においても、当該負債、保証、補償もしくはその他同種の債務に対して付されているかもしくは存在している同一の担保または特別決議（代理契約に定義する。）により承認されるその他の担保が同時に本債券または利札に付与される場合はこの限りでない。

「相場負債」とは、証券取引所、店頭市場またはその他の証券市場で現在値付けされ、上場され、通常売買もしくは取引され、またはその可能性があるノート、ディベンチャー、債券またはその他の負債を証する証書を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

本債券については、債券の管理会社は設置されていない。ただし、財務代理人が任命されており、かかる財務代理人の職務は以下のとおりである。

財務代理人は、発行者のために、本債券の発行および本債券にかかる支払に関する職務等の代理契約に定められた職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札保有者に対する義務または代理もしくは信託の関係を負うものではない。

7【債権者集会に関する事項】

- (a) 債権者集会： 代理契約には、特別決議（代理契約に定義する。）による本債券の要項（以下「要項」という。）の修正を含む、本債権者の利益に影響を及ぼす事項を議題とする債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は、その時点において本債券の元本残高の10%以上を保有する本債権者がこれを招集することができる。特別決議を検討するために招集された集会の定足数は、その時点において本債券の元本残高の過半数を保有もしくは代表する2名以上の者とし、または延会においては保有もしくは代表する本債券の元本金額にかかわらず本債権者もしくはこれを代表する者2名以上とする。ただし、当該集会における議案にとりわけ以下の議案の審議が含まれる場合はこの限りでない。すなわち、(i)本債券の満期日もしくは償還日または本債券にかかる利息の支払日もしくは利息金額の変更、(ii)本債券の額面金額もしくはその償還に際して支払われるべきプレミアムの減額もしくは消却、(iii)本債券にかかる利率の引下げ、(iv)本債券の支払もしくは表示通貨の変更、(v)要項において特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を受けてのみとることができる措置をとること、または(vi)債権者集会における定足数もしくは特別決議を採択するために要する過半数に関する規定の修正。適法に採択された特別決議は、本債権者（当該決議が採択された集会への出欠を問わない。）およびすべての利札保有者を拘束する。
- (b) 代理契約の修正： 発行者は、そうすることが合理的にみて本債権者の利益を損なうものであると予測されない場合にのみ、代理契約の修正または代理契約の違反、予想される違反もしくは不遵守の放棄もしくは承認を認める。

8【課税上の取扱い】

(1) 日本国外での租税

本債券および利札に関する元利金の一切の支払は、韓国もしくは韓国内においてまたは韓国内もしくは韓国の課税当局により課される公租公課（いかなる性質のものであるかを問わない。）を課されることなく、控除または源泉徴収されることなく行われるものとする。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除を要求される場合はこの限りでない。その場合、発行者は、本債権者または利札保有者が受領する金額が、かかる源泉徴収もしくは控除がなければ本債権者および利札保有者が受取っていたはずの金額となるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合は本債券または利札についてかかる追加額は支払われない。

- (a) 本債券または利札を保有していることのみを理由とする以外に、韓国と何らかの関係の有していることを理由に、当該本債券もしくは利札に関する公租公課が課される保有者またはこれを代理する第三者により呈示される場合。
- (b) かかる源泉徴収または控除が個人に対する支払に課され、かつ欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/ECまたは2000年11月26-27日に開催された欧州連合経済相・蔵相理事会会議（ECOFIN）の決定を実施する貯蓄所得課税に関する欧州理事会指令またはかかる指令を実施もしくは遵守する、もしくは当該指令に従うために導入された法律に基づいて、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って要求される場合。
- (c) 当該本債券または利札を欧州連合加盟国内の他の支払代理人に呈示することによりかかる源泉徴収もしくは控除を回避できたはずの保有者により、またはその代わりに支払のための呈示がなされる場合。
- (d) 法定要件を遵守するか、もしくは第三者にこれを遵守させることにより、または当該本債券もしくは利札が支払のために呈示される場所における課税当局に対して非居住者である旨の申告もしくはその他同種の免除申請を行い、もしくは第三者にこれを行わせることにより、当該控除または源泉徴収を適法に回避できた（しかしそのような回避をしなかった）保有者、またはこれを代理する第三者により呈示される場合。
- (e) 関連日から30日経過した後に支払のために呈示される場合。ただし、その保有者がかかる30日目の日に支払のために呈示していれば当該追加額の支払を受けることができた場合に限る。

本書において、本債券または利札に関する「関連日」とは、本債券または利札に関する支払期日が最初に到来した日、または（支払われるべき金員が不当に差控えられもしくは拒否された場合は）未償還残高全額の支払がなされた日、または要項に従って本債券もしくは利札のさらなる呈示により当該支払がなされる旨の通知が適法に本債権者に対してなされてから7日後の日（ただし、実際の支払はかかる呈示があった場合になされる。）、のいずれか早い方の日をいう。本書において(i)「元金」には本債券に関して支払われるプレミアム、償還金額および「3 償還の方法」に従って支払われるべき元金の性質を有するその他一切の金員を含むものとみなし、(ii)「利息」にはすべての利息金額および「2 利息支払の方法」に従って支払われるべきその他一切の金員を含むものとみなし、(iii)「元金および/または利息」には「8 課税上の取扱い」に基づき支払われることのある追加額を含むものとみなす。

(2) 日本国の租税

本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合の差額は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお本債券の売却によって生じる所得については、その売却人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には日本国の租税は課せられない。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者を通じて交付される場合には、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までに支払われる利息に関しては、復興特別所得税の対象となるため、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は上記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (a) 準拠法： 本債券ならびに本債券に起因しもしくは本債券に関連する一切の事項、争い、請求もしくは契約外の債務は、英国法に準拠し、英国法に従って解釈されるものとする。
- (b) 英国の裁判所： 英国の裁判所は、本債券に起因しもしくは本債券に関連する紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属管轄権を有するものとする。
- (c) 適切な裁判地： 発行者は、英国の裁判所が紛争の解決に最も適切かつ便利な裁判所であること、よってこれに反する主張をしないことに同意する。
- (d) 英国国外で訴訟を提起する本債権者の権利： 上記「(b) 英国の裁判所」は、本債権者の利益のみの規定である。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」のいかなる規定も、本債権者が他の裁判管轄において紛争に関連した手続き（以下「手続き」という。）をとることを妨げるものではない。法律により認められる限りにおいて、本債権者は複数の法域において同時に手続きをとることができる。
- (e) 訴状送達： 発行者は、手続きを開始する文書およびこれら手続きに関連して送達を要するその他の文書が、英国ロンドン市EC2M 1JJ、ニュー・ブロード・ストリート63-64、ボストン・ハウスまたは1985年会社法第XXIII部に従って訴状を送達することができる連合王国内の発行者の住所に所在のケクシム・バンク（UK）リミテッドに送付されることにより、発行者に送達されることに同意する。本項の規定は、法律により認められるその他の方法で送達を行う本債権者の権利に影響するものではない。この規定は、英国における手続きおよびその他における手続きに適用される。
- (f) 執行等の同意： 発行者は、いかなる手続きについても一般に、当該手続きに関連した救済の付与または訴状の発行（当該手続きにおいて発せられまたは与えられる命令もしくは判決の言渡し、いかなる財産（その利用もしくは意図された利用にかかわらない。）に対する実行または執行を含むが、これらに限定されない。）に同意する。

- (g) 裁判権免除の放棄： 発行者はいかなる管轄地においても発行者またはその資産もしくは収入について訴訟、執行、差押え（判決前の執行のためであるかその他であるかを問わない。）またはその他の訴訟手続きからの免除を主張することができる限り、また当該免除（主張したか否かを問わない。）が当該法域において発行者またはその資産もしくは収入に帰属するものである限り、発行者は当該法域の法律により認められる最大限において、かかる免除を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意する。

10【公告の方法】

本債券に関する一切の通知は、ロンドンで一般に発行されている主要な英文の日刊紙に掲載されることにより、有効になされたものとみなされる。かかる掲載は、ロンドンにおいてフィナンシャル・タイムズになされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日になされたものとみなされ、2紙以上に掲載することが要求される場合には、掲載を要するすべての新聞のうち最初に掲載された日になされたものとみなされる。

本債権者によりなされる通知は、書面により関連する本債券とともに財務代理人に提出することによりなされる。本債券のいずれかが大券により表章されている場合、かかる通知は本債券のいずれかの所有者により、場合により、ユーロクリアバンクS.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）および/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルグ（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）および/またはザ・デポジタリー・トラスト・カンパニー（以下「DTC」という。）を通じて、場合により財務代理人および/またはユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはDTCがかかる目的のために承認する方法で、財務代理人に対して行うことができる。

11【その他】

- (1) 本債券は代理契約に従って発行される。
- (2) 本債券は無記名式で、当初は、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに代わって共通預託機関に預託される仮大券（以下「仮大券」という。）により表章される。発行日から40日経過後の最初の日（以下「交換日」という。）以降、仮大券は、その呈示により全部またはそのときどきにおいてその一部を恒久大券（以下「恒久大券」という。）の持分と交換することができ、すべて交換される場合は財務代理人にもしくはその指示人に引渡される。恒久大券は恒久大券に定める一定の状況下で確定債券と交換することができる。ただし、恒久大券または確定債券との交換のために提出されたDルール対象の仮大券の一部の場合は、元本金額に関する交換日以降の日付の非米国人および非米国居住者に関する証明書が当該交換のために提出されているものとする。
- (3) 恒久大券にかかる元利金に関する請求は、適用ある関連日から10年以内（元金の場合）または5年以内（利息の場合）に支払のための呈示がなされない限り、無効となる。
- (4) 本書には本債券に関して適用される要項の抜粋が含まれているが、これは発行者の「EMTNプログラム」のもとで発行者が作成した2011年4月14日付のオフアリング・サーキュラーに記載されている「債券の要項」を、関連プライシング・サプリメントによって補足、修正または差し替えたものに基づいている。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の韓国における法律顧問であるシン・アンド・キム法律事務所から次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は、韓国の法律に従って、発行者により適法かつ有効に授権されている。
- (2) 発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は、韓国の法律のいかなる規定にも違反しない。

第5【その他の記載事項】

発行者に関する最近の展開

当行の資本基盤を強化するため、2011年4月29日に韓国政府から（韓国金融公社が保有する株式による現物出資の形により）1兆ウォンに達する資本注入があった。

2009年12月、アラブ首長国連邦のエミレーツ・ニュークリア・エネルギー・コーポレーションは、2017年以降までにアラブ首長国連邦において4基の原子力発電所を建設するため、韓国電力公社がリードするコンソーシアムを選定した。当行は、エミレーツ・ニュークリア・エネルギー・コーポレーションに対して意向表明書を提示し、原子力発電所の建設費用の50%にあたる約9.3十億米ドルの融資を提供する意思があることを示した。他の参加金融機関、当行が提供する与信の具体的な金額およびその他の融資条件を含む融資の詳細はまだ決まっていない。

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度 [自 平成22年1月1日] 平成23年4月11日
[至 平成22年12月31日] 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年6月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

発行者が金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第4項
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

参照方式によることの適格性の証明書

2012年2月8日

発行者の名称 : 韓国輸出入銀行

英 文 名 : The Export-Import Bank of Korea

代表者の氏名 : 金 龍煥 (Yong Hwan Kim)
(銀行長)

住 所 : 大韓民国、150-996 ソウル市永登浦区汝矣島洞 16-1
(16-1 Yoido-Dong, Youngdeungpo-Gu,
Seoul 150-996, Korea)

代理人の署名 : 島崎文章
弁護士 島 崎 文 彰

住所 : 112-0004 東京都文京区後楽二丁目3番27号
テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

本書は、下記事項を証明するものであります。すなわち、

- (1) 当該発行者は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 当該発行者が有価証券届出書を提出することにより2007年6月26日に発行した第5回韓国輸出入銀行円貨債券(2007)の券面総額は、350億円でした。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

1 発行者の最近の展開

概観

韓国輸出入銀行（以下「当行」という。）は、海外貿易（輸出入）、海外投資および海外資源開発活動のための金融ファシリティを付与することを目的として、1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）（以下「輸銀法」という。）に基づく特殊金融機関として1976年に設立された。当行は、2011年6月30日現在、10の国内支店、4の海外子会社および13の海外事務所を有している。

2011年6月30日現在、当行の貸付残高は、輸出信用（23,848十億ウォン）、海外投資信用（13,966十億ウォン）および輸入信用（2,584十億ウォン）を含めて41,434十億ウォンであった。これに対して2010年12月31日現在では、輸出信用（23,073十億ウォン）、海外投資信用（13,727十億ウォン）および輸入信用（2,501十億ウォン）を含めて41,230十億ウォンであった。

資本構成

当行の授權資本は8,000十億ウォンで、設立以来幾多の増資を通じて、払込資本金は2011年6月30日現在、6,209十億ウォンであった。当行は、2011年6月30日現在、大韓民国政府（以下「政府」という。）、韓国銀行および韓国政策金融公社によりそれぞれ62.66%、18.76%および18.58%所有されていた。

2011年6月30日現在、当行の資本構成は以下のとおりである。

	2011年6月30日現在 ⁽¹⁾
	(十億ウォン)
	(無監査)
長期負債 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾ :	
ウォン建借入金	-
外貨建借入金	853
輸出入金融債券	21,379
長期負債合計	22,232
資本金および準備金 :	
払込資本金 ⁽⁶⁾	6,209
利益剰余金	1,367
利益準備金	284
任意積立金	870
未処分利益剰余金	213
その他の包括利益累計額	87
資本金および準備金合計	7,663
資本合計	29,895

注(1) 本書に記載されているものを除き、2011年6月30日以降、当行の資本構成に重大な悪化はない。

(2) 当行は、2011年6月30日現在の外貨建借入金を、2011年6月30日にソウル・マネタリー・ブローカレッジ・サービシズ・リミテッドが公表した市場平均レートである1米ドル=1,078.1ウォンでウォンに換算している。

(3) 2011年6月30日現在、当行は、60,092十億ウォンの偶発債務があり、このうち40,364十億ウォンは確認保証および手形引受に基づくものであり、19,728十億ウォンは顧客のために発行された偶発保証および手形引受に基づくものである。

(4) 2011年6月30日現在、当行は、金利および通貨リスクをヘッジするという当行の方針に沿って、想定元本額10,975十億ウォンの金利関連デリバティブ契約92件および想定元本額11,612十億ウォンの通貨関連デリバティブ契約129件を締結していた。

(5) 当行の借入金は、国内外を問わずすべて無担保、無保証である。

(6) 2011年6月30日現在、授權普通株式資本は8,000十億ウォンであり、全額払込済の発行済普通株式資本は6,209十億ウォンであった。

事業

政府の支援および監督

2011年7月25日付で改正された輸銀法の第36条および定款には、当行が各会計年度にかかる減価償却費控除後の当該会計年度の純利益を以下の方法および順序で充当することが規定されている。

- ・まず、利益準備金が払込資本金の総額に等しくなるまで当該純利益の少なくとも10%を利益準備金に振替える。
- ・第二に、企画財政部長官がかかる分配を認める場合には、利益準備金への振替後の当該純利益の残額を、当行の資本に出資している政府以外の機関に分配する（15%の年間配当率を上限とする。）
- ・第三に、当該純利益の残額は、当行の任意積立金の積増しなど、当行の運営委員会が決定し、企画財政部長官が承認する方法により分配する。

2011年6月30日現在、当行の利益準備金は284十億ウォン、任意積立金は870十億ウォンであった。

財務データの抜粋

次の表は、2011年および2010年6月30日に終了した6カ月間ならびに2011年6月30日および2010年12月31日現在の財務情報を示している。

	6月30日に終了した6カ月間	
	2011年	2010年
	(十億ウォン)	
	(無監査)	
損益計算書データ		
受取利息合計	649	635
支払利息合計	477	440
正味受取利息	172	195
収益合計	1,637	1,907
費用合計	1,358	1,831
税引前利益	279	76
法人税費用	66	21
純利益	213	55
	2011年6月30日現在	
	(無監査)	2010年12月31日現在
	(十億ウォン)	
貸借対照表データ		
貸付金合計 ⁽¹⁾	41,434	41,230
借入金合計 ⁽²⁾	37,393	37,217
資産合計	47,337	46,689
負債合計	39,674	40,167
株主資本合計 ⁽³⁾	7,663	6,523

注(1) 買入手形、買入外国為替、コールローン、外貨建銀行間貸付金およびその他を含む総額で、外貨建貸付金、繰延貸付組成手数料および貸倒引当金の評価調整前。

(2) 債券を含む。

(3) 未処分利益剰余金を含む。

当行の純利益は、2010年6月30日に終了した6カ月間が55十億ウォンであったのに対して、2011年6月30日に終了した6カ月間には213十億ウォンであった。

2010年6月30日に終了した6カ月間に比べて2011年6月30日に終了した6カ月間の純利益が増加した主な要因は、次のとおりである。

- ・2010年6月30日に終了した6カ月間には貸倒引当金に対して91十億ウォンの積増しがあったのに対して、2011年同期には10十億ウォンの戻入れがあったこと。これは、主として資産の質が高まったことによるものである。
- ・2010年6月30日に終了した6カ月間には手形引受および保証損失引当金に対して64十億ウォンの積増しがあったのに対して、2011年同期には22十億ウォンの戻入れがあったこと。これは、主として保証が減少したことによるものである。
- ・2010年6月30日に終了した6カ月間には未使用のローン・コミットメント与信枠にかかる損失引当金に対して23十億ウォンの積増しがあったのに対して、2011年同期には10十億ウォンの戻入れがあったこと。これは、主として資産の質が高まったことによるものである。

上記の要因は、主に純金利マージンが減少したことにより、正味受取利息が2010年6月30日に終了した6カ月間の195十億ウォンから2011年6月30日に終了した6カ月間には172十億ウォンに減少したことで一部相殺された。

2011年6月30日現在、当行の資産合計は47,337十億ウォンで、2010年12月31日現在の46,689十億ウォンから1%増加した。これは主として、有価証券が2010年12月31日現在の3,205十億ウォンから2011年6月30日現在では27%増の4,066十億ウォンとなったこと、および貸付金が2010年12月31日現在の41,230十億ウォンから2011年6月30日現在では1%増の41,434十億ウォンとなったことによるものであり、対他行債権が2010年12月31日現在の1,610十億ウォンから2011年6月30日現在の911十億ウォンへと43%減少したことを上回った。当行の資産の大部分は外貨建貸付で構成されているため、2010年6月30日に終了した6カ月間と比較して2011年6月30日に終了した6カ月間に米ドルに対してウォン高となったことで、貸付金増加の効果は一部相殺された。

2011年6月30日現在、当行の負債合計は、2010年12月31日現在の40,167十億ウォンより1%減少して、39,674十億ウォンとなった。この負債の減少は、主として、その他の負債（為替決済勘定-貸方、デリバティブ負債、未払金および未払費用を含む。）が2010年12月31日現在の2,950十億ウォンから2011年6月30日現在には23%減少して2,280十億ウォンとなったこと、および借入金が2010年12月31日現在の4,285十億ウォンから2011年6月30日現在には5%減少して4,066十億ウォンとなったことによるものであるが、これらは債券が2010年12月31日現在の32,932十億ウォンから2011年6月30日現在には33,327十億ウォンへと1%増加したことを上回った。当行の負債の大部分は外貨建債務で構成されているため、2010年6月30日に終了した6カ月間と比較して2011年6月30日に終了した6カ月間に米ドルに対してウォン高となったことで、債務減少の効果が強まった。

2011年6月30日現在の当行の株主資本合計は、2010年12月31日現在の6,523十億ウォンから17%増加して、7,663十億ウォンとなった。これは、主として、2011年上半期中に当行の資本に対して政府による1,050十億ウォンの資本注入があったことによる。

業務

貸付業務

2011年上半期、当行の貸付金合計は19,373十億ウォンで、2010年同期比で3%減少した。

次の表は、2011年6月30日現在における与信の種類別に分類した当行の貸付残高の合計額を示している。

	2011年6月30日現在 (十億ウォン)	2011年6月30日現在の 合計に占める割合 (%)
輸出信用 ⁽¹⁾		
船舶	8,307	20
産業プラント	6,038	15
機械	1,633	4
買入外国為替	1,261	3
貿易手形再割引	1,407	3
その他 ⁽²⁾	5,202	13
小計	23,848	58
海外投資信用	13,966	34
輸入信用	2,584	6
その他 ⁽³⁾	492	1
外貨建のコールローンおよび銀行間貸付金	544	1
合計	41,434	100

注(1) 買入手形を含む。

(2) 銀行間輸出貸付金、海外貸付金およびその他雑項目を含む。

(3) 国内ユーザンス、デット・エクイティ・スワップ貸付金、顧客前渡金およびその他雑項目を含む。

出所：内部会計記録

輸出信用

2011年6月30日現在、輸出信用額は23,848十億ウォンで、当行の貸付残高合計額の58%を占めた。2011年上半期における当行の輸出信用の実行は14,431十億ウォンで、2010年同期比で0.1%増加した。これは、主として韓国の輸出業者からの貸付資金調達需要がわずかに増加したことによるものである。

海外投資信用

2011年6月30日現在、海外投資信用額は13,966十億ウォンで、当行の貸付残高合計額の34%を占めた。2011年上半期における当行の海外投資信用の実行は、2010年同期比で35%減の2,089十億ウォンであった。これは主として、韓国企業による天然資源開発プロジェクトが減少したことによるものである。

輸入信用

2011年6月30日現在、輸入信用額は2,584十億ウォンで、当行の貸付残高合計額の6%を占めた。2011年上半期における当行の輸入信用の実行は、2,294十億ウォンで、2010年同期比で0.2%減少した。これは主として、輸出および国内消費に使用される原材料の資金調達需要がわずかに減少したことによるものである。

保証業務

2011年6月30日現在の保証約定額は73,249十億ウォンで、2010年12月31日現在の79,818十億ウォンから減少した。2011年6月30日現在の当行の確認保証は40,365十億ウォンで、2010年12月31日現在の44,176十億ウォンから減少した。

2011年上半期には、当行は2010年同期比で15%減の12,411十億ウォンのプロジェクト関連確認保証を発行したが、これは主として、履行保証に対する需要の減少によるものであった。

資産および負債の内容

総クレジット・エクスポージャー

次の表は、2011年6月30日現在の当行のクレジット・エクスポージャーを、提供されたエクスポージャーの種類別に示している。

	2011年6月30日現在	
	(十億ウォン)	(%)
A ウォン建貸付金	10,113	13
B 外貨建貸付金	29,352	37
C 貸付金 (A+B)	39,465	49
D その他の貸付金	1,475	2
E 外貨建のコールローンおよび銀行間貸付金	494	1
F 貸付与信 (C+D+E)	41,434	52
G 貸倒引当金	1,414	2
H 割引現在価値 (PVD)	30	-
I PVDを含む貸付与信 (F-G-H)	39,990	50
J 保証	40,365	50
K クレジット・エクスポージャー (I+J)	80,355	100

地域別貸付与信

次の表は、2011年6月30日現在の当行の貸付与信残高（外貨建のコールローンおよび銀行間貸付を除く。）の合計額を地域別⁽¹⁾⁽²⁾に示している。

	2011年6月30日現在	2011年6月30日現在の 合計に占める割合
	(十億ウォン)	(%)
アジア	34,685	84
ヨーロッパ	5,450	13
アメリカ	1,282	3
アフリカ	16	-
オセアニア	-	-
合計	41,434	100

注(1) 本表では、輸出信用は、韓国からの輸出の外国人バイヤーが所在する地理上の区域に振分けられている。海外投資信用は、融資先の海外投資が所在する地理上の区域に振分けられている。輸入信用は、輸入品の売主が所在する地理上の区域に振分けられている。

(2) 外貨建のコールローンおよび銀行間貸付金ならびに貸付金の評価調整を除く。

出所：内部会計記録

個別エクスポージャー

2011年6月30日現在、当行の最大クレジット・エクスポージャーは、大宇造船海洋向けで、その額は7,800十億ウォンであった。

2011年6月30日現在、2番目および3番目に大きなクレジット・エクスポージャーは、それぞれ現代重工業向けの5,098十億ウォンおよび三星重工業向けの4,776十億ウォンであった。

次の表は、2011年6月30日現在の上位5つのクレジット・エクスポージャーを示している⁽¹⁾。

順位	借り手の名称	貸付金	保証	合計
(十億ウォン)				
1	大宇造船海洋	7,325	475	7,800
2	現代重工業	4,982	116	5,098
3	三星重工業	4,685	91	4,776
4	城東造船海洋	1,171	893	2,064
5	三星エンジニアリング	1,895	146	2,041

注(1) 関連会社に対する貸付金および保証を含む。

出所：内部会計記録

資産の質

資産分類

次の表は、2011年6月30日現在の当行の資産の質および貸倒引当金に関する情報を示している。

	2011年6月30日現在		
	貸付額 ⁽¹⁾	最低引当率	貸倒引当金 ⁽²⁾
	(十億ウォン)	(%)	(十億ウォン)
正常	107,492	0.85	1,249
要注意	5,700	7.0	558
固定	319	20.0	137
回収疑問	111	50.0	88
推定損失	252	100.0	252
合計	113,874		2,283

注(1) これらの金額には、貸付金（銀行間貸付金およびコールローンを除く。）、国内ユーザンス、買入手形、買入外国為替、顧客前渡金、確認および無確認の手形引受および保証が含まれる。

(2) これらの金額には、割引現在価値が含まれる。

貸倒引当金

次の表は、2011年6月30日現在の上位10件の不履行資産を示している。

借り手	貸付金	保証	合計
(十億ウォン)			
世光重工業	182	121	303
大韓造船	-	41	41
錦湖タイヤ・カンパニー・リミテッド	24	12	36
京南エンタープライズ	-	23	23
テサンLCD（蘇州）カンパニー・リミテッド	20	-	20
洪元ペーパー・Mtg.カンパニー・リミテッド	16	-	16
ユン・クワン・ステンレス・カンパニー・リミテッド	11	-	11
モティア・コンパーニャ・ディ・ナビガツィオーネ S.P.A.	10	-	10
大宇エレクトロニクス	5	-	5
文登南陽エレクトロニクス・インダストリーズ・カンパニー・リミテッド	4	-	4
合計	272	197	469

当行は、不良資産の現在のエクスポージャー・レベルが将来も続くこと、またはその借り手の一部（上述の大口借り手を含む。）が重大な財政難に現在直面していないかまたは将来直面しないことを保証することはできない。

2011年6月30日現在、当行の不良資産の額は523十億ウォンで、2010年12月31日現在の854十億ウォンから39%減少した。2010年12月31日現在の当行の不良資産比率が1.0%であったのに対し、2011年6月30日現在の当行の不良資産比率は0.6%であった。

次の表は、2011年6月30日現在の当行の貸倒引当金に関する情報を示している。

	2011年6月30日現在 (比率を除き、十億ウォン)
貸倒引当金 (A)	2,283
NPA (不良資産) (B) ⁽¹⁾	523
資本合計 (C)	7,663
NPA に対する引当率 (A/B)	437%
エクイティ・アット・リスク ((B-A)/C)	-

注(1) (a)回収疑問および推定損失に分類される資産、(b)元本もしくは利息の返済が3カ月を超えて滞っている資産、または(c)再編またはリスケジュールにより利息の支払を免除されている資産として定義される不良資産。

出所：内部会計記録

投資

2011年6月30日現在、有価証券への当行の投資合計額は4,066十億ウォンで、当行資産合計の9%を占めている。

次の表は、2011年6月30日現在の当行の投資有価証券の構成を示している。

投資有価証券の種類	2011年6月30日現在	
	金額 (十億ウォン)	比率 (%)
売却可能有価証券	3,835	94%
満期保有目的有価証券	-	-
関連会社投資	231	6%
合計	4,066	100%

保証および手形引受ならびに偶発債務

当行は2011年6月30日現在、合計40,365十億ウォンの確認保証および手形引受を発行しており、そのうちの93%である37,638十億ウォンは正常に分類され、残りの7%である2,727十億ウォンは要注意、固定、回収疑問または推定損失に分類された。

デリバティブ

2011年6月30日現在、変動金利で行われた貸付残高合計額は約26,746十億ウォンであるのに対し、変動金利で行われた借入残高合計額は約23,886十億ウォンであった。これには、日本円建、英ポンド建、スイス・フラン建、シンガポール・ドル建、香港ドル建、メキシコ・ペソ建およびユーロ建で調達され、米ドル建変動金利借入にスワップされたものが含まれる。2011年6月30日現在、当行は、想定元本額11,612十億ウォン、BIS自己資本比率目的での評価額256十億ウォンの129件の通貨関連デリバティブ契約を結んでおり、また想定元本額10,975十億ウォン、BIS自己資本比率目的での評価額9十億ウォンの92件の金利関連デリバティブ契約を結んでいる。

資金調達源

当行は、2011年上半年期には2010年同期の22,426十億ウォンに対して9%減の正味合計額（新規借入額プラス顧客による貸付返済額マイナス当行の既存の負債返済額）20,314十億ウォンを計上した。2011年上半年中の顧客による期限前弁済を含む貸付返済合計額は17,036十億ウォンで、2010年同期の18,255十億ウォンから7%減少した。

2011年6月30日現在、当行の政府からの借入残高はなかった。当行は2011年上半年に合計3,510十億ウォンのウォン建国内債券を発行した。

当行は2011年上半年中に、既存のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムの下でさまざまな種類の

通貨建の元本総額1,637百万米ドルのユーロ債を発行したが、これは2010年同期の1,917百万米ドルに比べて15%の減少であった。これらの債券発行の構成は、412百万米ドル、290百万香港ドル、292百万シンガポール・ドル、20百万人民元、321百万インドネシア・ルピア、164百万インド・ルピーおよび138百万ブラジル・レアルであった。さらに、当行は、米国の発行登録書の下で、2010年上半期の2,250百万米ドルに対して、2011年上半期には総額700百万米ドルのグローバル債券を発行した。2011年6月30日現在、当行のノートおよび債券の発行残高は、14,718百万米ドル、63百万豪ドル、330百万人民元、138,000百万円、1,100百万スイス・フラン、2,085百万ユーロ、4,551,020百万インドネシア・ルピア、17,257百万インド・ルピー、61百万ペルー・ヌエボ・ソル、11,350百万フィリピン・ペソ、810百万シンガポール・ドル、9,532百万香港ドル、3,300百万メキシコ・ペソ、2,975百万マレーシア・リングギット、1,063百万ブラジル・レアルおよび9,700百万タイ・バーツであった。

当行はまた、外国金融機関から、主として相対契約または商業銀行のシンジケート団による、変動金利または固定金利、外貨建、当初満期1～10年の貸付の形で借入を行っている。2011年6月30日現在の外国金融機関からのこのような借入の残高は、1,612百万米ドルであった。

2011年6月30日現在、当行の払込資本金の合計額は6,209十億ウォンで、政府、韓国銀行および韓国政策金融公社がそれぞれ払込資本金の62.7%、18.8%および18.6%を保有していた。

2011年6月30日現在、当行の借入の元本残高合計（輸出入金融債券を含む。）は37,393十億ウォンで、授權額220,884十億ウォンの17%に等しい。

債務

債務返済計画

次の表は、2011年6月30日現在の当行の債務残高についての元本返済計画を示している。

通貨 ⁽¹⁾	債務の元本返済計画				
	12月31日までの期日到来額				
	2011年	2012年	2013年	2014年	それ以後
	(十億ウォン)				
ウォン	4,150	1,210	190	300	450
外貨	4,641	6,214	4,215	3,732	10,434
合計ウォン換算額	8,791	7,424	4,405	4,032	10,884

注(1) 外貨建の借入金は、2011年6月30日にソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが公表した市場平均為替レートによりウォンに換算されている。

2011年6月30日現在、3カ月以内に満期を迎える当行の外貨建資産は、同じ期間に期限が到来する当行の外貨建負債を786百万米ドル超過しており、また6カ月および1年以内に満期を迎える当行の外貨建資産は、同じ期間に期限が到来する当行の外貨建負債を、それぞれ2,238百万米ドルおよび1,998百万米ドル超過していた。2011年6月30日現在、当行の外貨建資産合計は、当行の外貨建負債合計を251百万米ドル超過していた。

自己資本

2011年6月30日現在、当行の自己資本比率は12.2%で、2010年12月31日現在の10.8%から上昇した。これは主に、払込資本金が増加したためである。

下記の表は、2011年6月30日現在の当行の自己資本と自己資本比率を示している。

	2011年6月30日現在
	(比率を除き、百万ウォン)
Tier I 資本	7,074
払込資本金	6,209
利益剰余金	1,367
Tier I 資本からの控除	(502)
資本調整	-
繰延税金資産	(337)
その他	(164)
Tier II 資本 (一般貸倒引当金)	918
全資本からの控除	-
資本合計	7,992
リスク調整済資産	
自己資本比率	65,313
Tier I 資本	10.8%
Tier I 資本および Tier II 資本	12.2%

出所：内部会計記録

従業員

2011年6月30日現在、当行は765名の従業員を擁しており、このうち512名が当行の労働組合に属していた。当行は、これまで深刻な就労停止は起きていない。

財務書類

韓国輸出入銀行
個別財政状態計算書

2011年6月30日および2010年12月31日現在

	2011年	2010年
	(百万ウォン)	
資産の部		
対他行債権	910,807	1,610,027
有価証券	4,066,255	3,205,255
貸付金、純額	40,137,403	39,907,922
有形資産	32,285	33,493
その他の資産	2,189,828	1,932,785
	47,336,578	46,689,482
負債および資本の部		
負債：		
借入金	37,393,489	37,216,945
その他の負債	2,280,119	2,949,651
	39,673,608	40,166,596
資本：		
普通株式	6,208,755	5,158,755
その他の包括利益累計額	87,237	197,740
利益剰余金	1,366,978	1,166,391
	7,662,970	6,522,886
	47,336,578	46,689,482

韓国輸出入銀行
個別損益計算書

2011年および2010年6月30日に終了した6カ月間

	2011年	2010年
	(百万ウォン)	
営業収益：		
受取利息：		
対他行債権利息	14,946	11,008
有価証券利息	100	-
貸付金利息	633,752	624,438
	648,798	635,446
貸付金の評価および処分益：		
貸倒引当金の戻入れ	9,953	-
貸付金の処分益	22	-
	9,975	-
外国為替取引益	55,406	561,229
金融デリバティブにかかる利益：		
金融デリバティブ取引益	60,892	84,417
金融デリバティブ評価益	510,978	324,941
公正価値ヘッジ項目の評価益	125,371	142,648
	697,241	552,006
手数料：		
受取手数料	31,651	23,278
受取保証料	107,838	102,300
	139,489	125,578
売却可能有価証券配当金	46,224	29,123
その他の営業収益：		
手形引受および保証損失引当金の戻入れ	21,744	-
未使用のローン・コミットメント与信枠にかかる損失引当金の戻入れ	9,639	-
その他の営業収益	2,252	2,534
	33,635	2,534
営業収益合計	1,630,768	1,905,916

韓国輸出入銀行
個別損益計算書（続き）

2011年および2010年6月30日に終了した6カ月間

	2011年	2010年
	(百万ウォン)	
営業費用：		
支払利息：		
コールマネー利息	5,861	4,555
借入金利息	19,026	21,974
債券利息	451,859	413,757
	476,746	440,286
売却可能有価証券にかかる減損損失	1,795	-
貸倒引当金繰入れ	-	90,653
外国為替取引損	502,744	206,800
金融デリバティブにかかる損失：		
金融デリバティブ取引損	59,300	136,567
金融デリバティブ評価損	67,143	538,208
公正価値ヘッジ項目の評価損	170,881	268,064
	297,324	942,839
支払手数料	3,153	1,561
一般管理費	72,150	57,677
各種基金への拠出	3,305	2,889
その他の営業費用：		
手形引受および保証損失引当金繰入れ	-	63,593
未使用のローン・コミットメント与信枠にかかる損失引当金繰入れ	-	23,089
その他の引当金繰入れ	-	20
その他の営業費用	119	108
	119	86,810
営業費用合計	1,357,336	1,829,515
営業利益	273,432	76,401
営業外収益	6,144	1,328
営業外費用	684	1,722
法人税費用前純利益	278,892	76,007
法人税費用	65,965	21,269
純利益	212,927	54,738

韓国輸出入銀行
個別株主資本変動計算書
2011年および2010年6月30日に終了した6カ月間

	普通株式資本	その他の包括利益	利益剰余金	合計
		(損失)累計額		
(百万ウォン)				
2010年1月1日現在	5,008,755	350,393	1,104,207	6,463,355
配当金	-	-	(4,520)	(4,520)
利益処分後残高	5,008,755	350,393	1,099,687	6,458,835
増資	150,000	-	-	150,000
純利益	-	-	54,738	54,738
売却可能有価証券の評価損	-	(53,758)	-	(53,758)
持分法適用有価証券の評価益	-	198	-	198
2010年6月30日現在	5,158,755	296,833	1,154,425	6,610,013
2011年1月1日現在	5,158,755	197,740	1,166,391	6,522,886
配当金	-	-	(12,340)	(12,340)
利益処分後残高	5,158,755	197,740	1,154,051	6,510,546
増資	1,050,000	-	-	1,050,000
純利益	-	-	212,927	212,927
売却可能有価証券の評価損	-	(111,291)	-	(111,291)
持分法適用有価証券の評価益	-	788	-	788
2011年6月30日現在	6,208,755	87,237	1,366,978	7,662,970

韓国輸出入銀行
個別キャッシュ・フロー計算書
2011年および2010年6月30日に終了した6カ月間

	2011年	2010年
	(百万ウォン)	
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
純利益	212,927	54,738
純利益から営業活動に使用した正味キャッシュへの調整項目：		
債券発行差金の償却	82,802	75,837
売却可能有価証券の減損損失	1,795	-
貸倒引当金繰入れ	-	90,653
外国為替取引損	477,803	206,800
金融デリバティブ評価損	67,143	538,208
ヘッジ項目にかかる損失	170,881	268,064
退職給付引当金繰入れ	4,570	3,697
減価償却費	1,565	1,557
償却費	630	563
手形引受および保証損失引当金繰入れ	-	63,593
未使用のローン・コミットメント与信枠にかかる損失引当金繰入れ	-	23,089
その他の引当金繰入れ	-	20
有形資産処分損	1	1
割引現在価値の償却	(2,887)	(2,631)
貸倒引当金の戻入れ	(9,953)	-
貸付金処分益	(22)	-
外国為替取引益	(32,661)	(561,229)
金融デリバティブ評価益	(510,978)	(324,941)
ヘッジ項目にかかる利益	(125,371)	(142,648)
手形引受および保証損失引当金の戻入れ	(21,744)	-
未使用のローン・コミットメント与信枠にかかる損失引当金戻入れ	(9,639)	-
有形資産処分益	(15)	(46)
持分法適用有価証券評価益	(5,332)	(538)
	88,588	240,049
営業活動による資産および負債の変動：		
売却可能有価証券の純増	(5,096)	(250)
持分法適用有価証券の純減	627	161
貸付金の純増	(697,256)	(2,940,299)
未収収益の純減	6,814	177,156
繰延税金資産の純増	(3,869)	(7,005)
金融デリバティブ資産の純減	156,845	212,221
退職給付の支払	(1,445)	(824)
未払外国為替負債の純増(減)	(323,784)	83,400
未払債務の純増(減)	(81,215)	29,979
未払費用の純減	(40,883)	(264,505)

繰延収益の純増（減）	384	(9,164)
その他、純額	(138,533)	(182,262)
	(1,127,411)	(2,901,392)
営業活動に使用した正味キャッシュ	(825,896)	(2,606,605)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
有形資産の純増	(343)	(401)
無形資産の純増	(571)	(126)
その他、純額	(318)	(375)
投資活動に使用した正味キャッシュ	(1,232)	(902)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
外貨建借入金の純増（減）	(37,163)	831,499
コールマネーの純増（減）	(181,601)	395,790
ウォン建債券の純減	(82,934)	(1,442,263)
外貨建債券の純増	391,946	2,689,910
資本の純増	50,000	150,000
配当金の支払	(12,340)	(4,520)
財務活動による正味キャッシュ	127,908	2,620,416
対他行債権の純増（減）	(699,220)	12,909
期首における対他行債権	1,610,027	873,768
期末における対他行債権	910,807	886,677

2 大韓民国の概況

経済

国内総生産

暫定データによると、2011年上半期における2005年基準連鎖価格でのGDP成長率は3.8%であった。これは、2010年同期と比較して、民間および一般政府消費総支出が2.7%増加し、財貨およびサービスの輸出が13.3%増加したためであり、これらは国内総固定資本形成が2.2%減少したのを上回った。

物価、賃金および雇用

2011年第1四半期および第2四半期のインフレ率は、年率換算でそれぞれ4.5%および4.2%であった。失業率は、2011年第1四半期および第2四半期にそれぞれ4.2%および3.4%であった。

金融制度

証券市場

韓国総合株価指数は、2011年6月30日、7月29日、8月31日および9月6日現在、それぞれ2,100.7、2,133.2、1,880.1および1,766.7であった。

通貨政策

為替相場

ソウル・マネー・ブローカレッジ・サービス・リミテッドが発表したウォン・米ドル（1米ドル当たりウォン）間の為替レートは、2010年6月30日、7月29日、8月31日および9月6日現在、それぞれ1,078.1、1,052.6、1,071.7および1,068.3であった。

国際収支および貿易

国際収支

暫定データによれば、韓国は、2011年上半期に約9.0十億米ドルの経常収支黒字を計上した。2011年上半期における経常収支黒字は、2010年上半期の9.1十億米ドルの経常収支黒字よりわずかに減少した。これは主として財貨勘定からの黒字の減少と経常移転収支の赤字増加がサービス収支赤字の縮小を上回ったためである。

貿易収支

暫定データによると、2011年上半期の韓国の貿易黒字は16.7十億米ドルであった。輸出は、2010年上半期の221.3十億米ドルから24.2%増加して274.8十億米ドルに、また輸入は、2010年上半期の203.8十億米ドルから26.6%増加して258.1十億米ドルとなった。

外貨準備高

2011年8月31日現在の政府の外貨準備高は312.2十億米ドルであった。

発行者の概況の要約

(1) 【設立】

韓国輸出入銀行（以下「当行」という。）は、輸銀法に従って、1976年に政府特殊金融機関として設立された。輸銀法、輸銀法施行令（以下「施行令」という。）および当行の定款（以下「定款」という。）は、当行の権能および権限を規定し、規制している。当行は、韓国法に基づき特殊法人としての取扱を受け、商業銀行の業務を規制する一定の法律の適用を受けない。

当行は、輸銀法に規定するように、「輸出入取引、海外投資および海外における天然資源開発に必要な資金援助を供与することにより国家経済の健全な発展および対外経済協力を促進する」ために設立された。政府の公共政策の目的に資する一機関として、当行は、利潤の最大化を求めない。ただし、当行は、当行の業務量の増加を支えるため、当行の資本基盤を強化するために十分な水準の収益力の維持に努める。

当行の主たる目的は、韓国の資本財および非資本財ならびに技術サービスの輸出促進のための貸付を提供することである。当行の活動の大半はこの権限に基づいて行われており、当行はかかる貸付を輸出信用と特徴づけている。2008年1月、政府は輸銀法および施行令を改正し、当行が提供できる輸出信用に適格な資本財および技術サービスの種類を拡大し、無形財および非技術サービスを含めることとした。

当行は、その他広範な融資業務を行う権限を有している。これらは主に以下の3つに該当する。

- ・海外投資信用
- ・輸入信用
- ・保証の供与

海外投資信用は、韓国からの海外投資およびプロジェクトの資金を賄うための貸付からなる。輸入信用には、必需品および天然資源の韓国による輸入の資金を賄うための貸付の提供が含まれる。保証の供与は、韓国の輸出入業者の債務を支援するために利用することができる。

当行は、政府に代って、政府の対外経済協力基金および南北協力基金を管理する権限も有している。

当行は、通貨および金利スワップ取引など、上記に付随するその他の事業活動を行うこともできる。当行は、ヘッジ目的でのみかかるスワップ取引を行っている。

(2) 【組織】

当行の理事会は、当行の統治と経営に責任を負い、当行の業務に関する重要事項を決定する権限を有する。理事会は、当行の銀行長が議長となり、銀行長、副銀行長、執行理事1名および2名の非執行理事からなる5名の理事をもって構成される。韓国大統領は、企画財政部長官の推薦に基づき、当行の銀行長を任命する。企画財政部長官は、当行の銀行長の推薦に基づき、その他の理事全員を任命する。理事会構成員は、いずれも3年を任期とし、その後の任期について、連続して再任される資格がある。

当行の業務に関する基本方針ガイドラインは、運営委員会が設定する。定款に従い、運営委員会は以下の役員をもって構成する。

- ・当行の銀行長
- ・企画財政部長官が指名する企画財政部の職員
- ・外交通商部長官が指名する外交通商部の職員
- ・知識経済部長官が指名する知識経済部の職員
- ・国土海洋部長官が指名する国土海洋部の職員
- ・金融委員長が指名する金融委員会の職員
- ・BOK総裁が指名するBOKの理事
- ・韓国銀行協会会長が指名する韓国銀行協会の理事
- ・企画財政部長官が知識経済部長官と協議のうえ指名する輸出業協会（韓国貿易協会）の代表者
- ・輸出保険法に基づき設立された韓国輸出保険公社の会長兼総裁が指名する韓国輸出保険公社の理事
- ・当行の銀行長が推薦し、企画財政部長官が指名する国際経済協力事業に豊富な知識と経験を有する2名以内の者

(3) 【経理の状況】

下記は、2010年および2009年12月31日に終了した年度にかかる韓国輸出入銀行の個別財務書類の抜粋である。

韓国輸出入銀行
個別財政状態計算書
2010年および2009年12月31日現在

	(百万ウォン)	
	2010年	2009年
資産		
対他行債権	1,610,027	873,768
有価証券	3,205,255	3,278,036
貸付金、純額	39,907,922	36,346,505
有形固定資産	33,493	34,868
その他の資産	1,932,785	1,494,640
資産合計	46,689,482	42,027,817
負債		
借入金および債券	37,216,945	33,301,792
その他の負債	2,949,651	2,262,670
負債合計	40,166,596	35,564,462
資本		
普通株式	5,158,755	5,008,755
その他の包括利益累計額	197,740	350,392
利益剰余金	1,166,391	1,104,208
資本合計	6,522,886	6,463,355
負債および資本合計	46,689,482	42,027,817

韓国輸出入銀行
個別損益計算書

2010年および2009年12月31日に終了した年度

(百万ウォン)

	2010年	2009年
受取利息		
対他行債権利息	24,819	17,804
有価証券利息および配当	38,596	9,214
貸付金利息	1,263,668	1,418,051
	1,327,083	1,445,069
支払利息		
コールマネー利息	6,898	10,216
借入金利息	46,089	137,746
債券利息	893,528	1,075,981
	946,515	1,223,943
正味受取利息	380,568	221,126
貸倒引当金繰入額	469,058	338,837
貸倒引当金繰入後正味受取利息	(88,490)	(117,711)
非利息収入：		
報酬および手数料収入	269,781	247,002
売却可能有価証券売却益	453,494	24,791
持分法適用投資有価証券による利益	8,881	7,162
外国為替取引益	851,707	959,997
デリバティブ取引益	264,311	517,540
デリバティブ評価益	702,963	640,340
公正価値ヘッジ項目評価益	210,264	110,856
その他	6,830	7,477
	2,768,231	2,515,165
非利息費用：		
支払報酬および手数料	2,903	3,972
一般管理費	117,258	113,600
売却可能有価証券減損損失	22	-
持分法適用投資有価証券による損失	-	80
外国為替取引損	1,301,802	1,311,613
デリバティブ取引損	180,573	294,031
デリバティブ評価損	333,101	160,753
公正価値ヘッジ項目評価損	214,692	381,748
基金への拠出	6,396	4,402
手形引受および保証損失引当金	412,613	56,158
未使用のローン・コミットメント引当金	4,120	33,311
その他	7,958	3,717
	2,581,438	2,363,385
正味非利息収益	186,793	151,780
税引前利益	98,303	34,069
法人税費用	31,600	8,240
純利益	66,703	25,829

韓国輸出入銀行
個別利益処分計算書

2010年および2009年12月31日に終了した年度

2010年利益処分日：2011年2月28日

2009年利益処分日：2010年2月26日

	(百万ウォン)	
	2010年	2009年
未処分利益剰余金		
期首残高	-	-
純利益	66,703	25,829
利益処分前期末残高	66,703	25,829
利益剰余金処分		
利益準備金	13,341	5,166
その他積立金	41,022	16,143
配当金	12,340	4,520
次期繰越未処分利益剰余金	-	-

韓国輸出入銀行
個別株主資本変動計算書

2010年および2009年12月31日に終了した年度

(百万ウォン)

	その他の包括利			資本合計
	普通株式資本	益(損失)累計額	利益剰余金	
2009年1月1日現在	3,958,755	53,220	1,078,379	5,090,354
普通株式の発行	1,050,000	-	-	1,050,000
純利益	-	-	25,829	25,829
売却可能有価証券の公正価値の変動(税引後)	-	292,108	-	292,108
持分法適用投資先の資本の調整	-	5,064	-	5,064
2009年12月31日現在	5,008,755	350,392	1,104,208	6,463,355

(百万ウォン)

	その他の包括利			資本合計
	普通株式資本	益(損失)累計額	利益剰余金	
2010年1月1日現在	5,008,755	350,392	1,104,208	6,463,355
配当金	-	-	(4,520)	(4,520)
普通株式の発行	150,000	-	-	150,000
純利益	-	-	66,703	66,703
売却可能有価証券の公正価値の変動(税引後)	-	(153,786)	-	(153,786)
持分法適用投資先の資本の調整	-	1,134	-	1,134
2010年12月31日現在	5,158,755	197,740	1,166,391	6,522,886

韓国輸出入銀行
個別キャッシュ・フロー計算書
2010年および2009年12月31日に終了した年度

	(百万ウォン)	
	2010年	2009年
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
純利益	66,703	25,829
調整項目：		
債券にかかるディスカウントの償却	112,778	185,447
貸倒引当金繰入額	469,058	338,837
外国為替取引損	1,301,802	1,311,613
減価償却費	3,309	3,388
償却費	1,122	1,019
持分法適用投資先による損失	-	80
退職給付引当金繰入額	6,176	5,166
有形固定資産処分損失	2	165
手形引受および保証損失引当金	412,613	56,158
未使用のローン・コミットメント引当金	4,120	33,311
デリバティブ評価損	333,101	160,753
公正価値ヘッジ項目評価損	214,692	381,748
割引現在価値の償却	(7,131)	(2,420,000)
外国為替取引益	(851,707)	(959,997)
有形固定資産処分益	(95)	(275)
持分法適用投資による利益	(8,881)	(7,162)
デリバティブ評価益	(702,963)	(640,340)
公正価値ヘッジ項目評価益	(210,264)	(110,856)
その他（純額）	756	46
	1,078,488	(1,660,899)
資産および負債の変動：		
売却可能有価証券の純減	32,763	16,004
貸付金の純増	(4,948,106)	(4,843,052)
その他資産の純減	312,043	474,322
その他負債の純減	(37,949)	(963,237)
退職給付の支払	(1,637)	(15,339)
	(4,642,886)	(5,331,302)
営業活動に使用した正味キャッシュ	(3,497,695)	(6,966,372)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
持分法適用投資の減少	-	83
有形固定資産売却手取金	94	134
その他資産売却手取金	-	4,773
持分法適用投資の増加	(116,561)	
有形固定資産取得	(1,936)	(2,132)
無形資産取得	(1,427)	(2,526)
その他資産取得	(4,494)	(2,248)
投資活動に使用した正味キャッシュ	(124,324)	(1,916)

財務活動によるキャッシュ・フロー：

借入金からの手取金	1,454,359	-
債券からの手取金	3,535,024	9,119,116
普通株式発行手取金	150,000	550,000
借入金返済	-	(2,058,739)
債券の償還	(776,585)	-
配当金の支払	(4,520)	-
財務活動による正味キャッシュ	4,358,278	7,610,377
現金および対他行債権の純増	736,259	642,089
期首における現金および対他行債権	873,768	231,679
期末における現金および対他行債権	1,610,027	873,768